

「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する
住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」第2回議事概要

日 時：平成29年12月26日（火）16：30～18：00

場 所：総務省11階会議室

出席者：小幡座長、手塚座長代理、石井委員、板垣委員、太田委員、
小尾委員、高野委員、濱口委員、樋口オブザーバー
山崎自治行政局長

事務局：阿部住民制度課長、渡邊外国人住民基本台帳室長、小牧理事官、
穂積課長補佐、長岡課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料について
3. 意見交換
4. 今後のスケジュールについて
5. 閉会

【意見交換(概要)】

- 住民票が除票となる時点と戸籍の附票が除票となる時点は、それぞれ異なるか。
- 例えば、住民票は他市町村に住所が移れば消除される。戸籍や戸籍の附票は記載者全てが死亡等しなければ消除されない。
- 戸籍の附票の除票が必要なのはどういった場面か。
- 例えば、所有者不明土地の探索で住所を追いかけるのに必要と言われている。
- 人が死亡したときがメインとなり、相続の場面で使える。
- 戸籍の附票の除票が必要となる場面は、不動産の取引が多く、自動車取引はあまりない。不動産が祖父の名義のままで父も死亡している中で相続する際に、区画整理等により住所が変わっていたりするときに、戸籍の附票の除票が使える。
- 住所と本籍を追うためには、住民票も戸籍の附票も、どちらも長期間保存することが必要ではないか。
- 年金について、外国人が外国から請求できることもあるが、そういう人にはマイナンバーがないと思われる。マイナンバーの記載なしでも可とする妥協点があるのではないか。マイナンバーの記載なしでできている事務もあるはずであり、そのような例と比較する必要があるのではないか。

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)で居住地確認を行うにあたっては、外国政府が公証するものでも可としているか。

公的個人認証の海外継続利用では、まず海外の現住所をどのように扱うのか、検討が必要ではないか。海外の現住所について、日本政府の主権が及ばないところを公証できるのか。住基法は、究極にはどこに住んでいるのかというもの。その上で、海外の現住所を扱わないこととするのであれば、なぜ国内の日本人に住所まで求めるのかが問題となる。そうすると、国内と国外で本人確認に紐付ける情報が変わってくるが、どう考えるか。紐付ける情報に違いが出てくると、認証力も異なることとなるか。

- 実特法については、居住地確認について在留証明書が用いられる場合もあり、在留証明書については在外公館が住所地を厳格に審査して発給している。在留証明書は、年間6.5万件発給しており、在外選挙人名簿登録の審査も年間1.3万件行っているところ。
- 公的個人認証の海外継続利用は、住所確認を含む全部をカバーするものとするのか、それともベーシックなものだけをカバーするものとするのか、考える必要がある。ベーシックなものだけをカバーすることとし、組み合わせて在留証明書を電子的に出してあげるようにするというのもあるのではないか。戸籍の附票を用いるとなると、日本国籍を有することは証明できると思うが、それ以外の情報を海外に行っても公証できるのか。
- 手続にも軽重あり、署名用電子証明書まで行かなくとも利用者用電子証明書で可能な手続もあると思われるので、ご議論頂きたい。
- PIN入力を要しないこととした場合、セキュリティはどう担保されるのか。
- 機器認証により、相手の機械と認証することで担保するもの。本人がPINを打つことに比べれば、認証強度は落ちる。
- 保険証としてマイナンバーカードを使ってはどうかという議論がある。実現させる場合、現在は、保険証を見せるだけで医療保険資格を確認しており、それと同等の認証で足りるとすればPIN入力なしで認証させても良いように思う。ただし、PIN入力の有無で認証レベルは異なることから、実現には法改正が必要だろう。
- ある一定の本人確認をしなくては受けられないサービスにはどんなものがあるのか。より低い本人確認で良いものは何があるか、本人確認の程度の違いを整理してほしい。国内では4情報で認証するが、本当は4情報全て揃わなくてもできる手続があるものの、大は小を兼ねるとして使っている。海外では、このように4情報全て認証することが本当に必要か。

- 公的個人認証のシリアルが生きていれば良い程度の手続に対応できる公的個人認証とするという考え方もある。
 - 海外転出者のマイナンバーカードを最終住所地市町村・本籍地市町村のいずれが管理することとなるのか。また、どのように本人確認を行えば良しとするのか、考える必要がある。
- 電子証明書の有効期限について、最長の5年を経過したらどうなるのか。更新は不可とするか、期限を延長するのか。延長するのであればなぜ国内と異なることとなるのか。
- 当面5年は生かしたいが、海外で更新可とすれば、在外公館と住基ネットを繋ぐ必要があるかと思うが、それは困難ではないか。
- 今後を見据えると、在外投票も視野に入れる必要があるのではないか。そのためにはある程度厳格な公的個人認証にしなければならないのではないか。
- インターネット投票は、海外ではエストニアといった小さい国でしかやっていない。その点では、在外や離島でやってみるのはあり得ると思われる。
- 在外選挙では、海外での住所まで押さえている必要があるのか。
- 戸籍の附票を持つ市町村が管理することとすれば、出国先の国名くらいで良いということもあり得るか。
- インターネット投票の場合、PINを打つことで本人である証明が可能。
- 保存期間の延長について、住民票と戸籍の附票が除票となる時点がそれぞれ異なるが、150年以外の選択肢はないのか。
- 所有者不明土地問題に対処するには相続人を探さなければならず、戸籍が150年であることを踏まえると、その程度残しておかないとならないのではないか。ただし、例えば、1年しか住民でなかった人の住民票の除票を150年も保存しなければならないことは、市町村にとって負担が大きいかもしれない。それとも、多死社会を見据え、対応してもらうこととするか。
- (戸籍の附票の除票と住民票の除票の保存期間をともに150年とする場合、その起点は)戸籍の附票の除票は記載者全員が死んでからで、住民票の除票はなくなってからであるから、住民票及びその除票の方が(記載された情報を活用できる)期間が短いのではないか。
- 戸籍の附票だけ保存期間を延ばしてもだめで、住民票の保存期間も延ばす必要があると思われる。
- 多死社会を見据えると、除籍簿の保存期間は150年なので良いが、戸籍の附票の除票の保存期間が5年なのは今後困ることにならないか。
- 海外に暮らしている日本人には、年金等自分の手続をしてくれる自治体がない。

海外にいたとき、どこにも結びついていないことが不安だった。在外公館を介した日本の窓口はあるのか。

- 海外に暮らしている日本人は、住民ではないため自治体には所属しておらず、よって、海外に暮らしている日本人の窓口となるのは、国の機関である在外公館である。
- 自治体と住民との結びつきは、住所がある限りでのもの。住所がなくなれば結びつきはなくなる。海外にいる者について国内で関係しているのは、戸籍と戸籍の附票についてのみである。海外に行った者のマイナンバーカードを生きたものにしようとする、どこかの自治体はその管理をしなければならなくなる。

以 上